

## 令和元年度 玉野市立玉野商工高等学校 運動部活動に係る活動方針

### 1 本校の運動部活動（9部）

バレーボール、ソフトテニス、野球、サッカー、弓道  
バスケットボール、卓球、陸上競技、バドミントン

### 2 目標

- (1) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。
- (3) 目標の達成に向けて仲間とともに考え、判断し、実践するといった自立した活動の中で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図る。

### 3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

#### (1) 休養日

- ・原則、週あたり2日の休養日を設け、週末は、土日のどちらかを休養日とする。  
試合等により、土日いずれも活動する場合は、別週に振り替え休養日を設けることとする。  
ただし、原則を外れる場合は、注2のとおりである。
- ・部内でグループ別に練習する場合は、休養日や活動時間をグループごとに設定できる。
- ・定期テストの1週間前からは、原則として活動中止とする。  
ただし、大会が近い場合は届け出により1時間程度の活動許可を得る。
- ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

#### (2) 活動時間

- ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。  
朝練習は、必要な場合のみ実施。  
ただし、原則を外れる場合は、注2のとおりである。
- ・試合期で、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。  
平日は3時間程度、休業日は4時間程度を上限とする。
- ・下校時刻を厳守する。（19時00分完全下校）

#### (3) 遠征、合宿等

- ・遠征や合宿を実施する際は、事前に校長へ遠征・合宿届を提出する。

#### (4) 大会参加

- ・大会参加は、高体連（高野連）主催・共催する大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

#### (5) 熱中症対策

- ・WBGT指数（暑さ指数）が「31」を超えた場合、運動を中止する。
- ・健康観察をおこない、水分補給・休憩をとり、体調管理に努める。

### 4 その他

#### (1) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

#### (2) 部費の取扱について

- ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
- ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

#### (3) その他

- ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。  
また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

注1 「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない）、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。また、朝練習については、1日の活動時間を含み、放課後の練習時間が十分に取れない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

注2 「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」に示す原則を外れる場合

(1) 休養日

ア 本校の特色づくりの観点から、次の運動部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

イ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の運動部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

アに該当する部活動： サッカー、ソフトテニス、卓球、バドミントン  
バレーボール、バスケットボール

イに該当する部活動： 野球、弓道

(2) 活動時間

特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の運動部については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。

該当する部活動： 野球、弓道